

管理運営について

1. 基本方針

以下の方針に沿って、施設の管理運営をおこないます。

①財団及び宗家資料を最大限に活用し、地域の魅力ある歴史・文化を発信します

徳川記念財団及び徳川宗家が所蔵する資料の調査・研究で得られた知見を展示やイベントで発信します。地域の魅力ある歴史や文化を広く発信し、浜松への愛着を高めます。

②浜松と家康公、徳川将軍家との深い関わりを探究し続けます

徳川記念財団及び徳川宗家が所蔵する資料や浜松市が所蔵する資料等の調査・研究を通して、浜松と家康公、徳川将軍家との関わり、浜松での経験が徳川家康公に与えた影響について探究を深めます。

③大学や市民と連携するなど、歴史文化を通じた交流を広げます

施設運営全般において、市民や地元企業、地域の大学などとの連携の可能性を追求します。浜松と家康公、徳川将軍家をテーマにした本施設での様々な活動を契機に、幅広い主体による多様な交流を育みます。

2. 想定される管理運営方式

基本理念や事業計画を実現するためには、適切に施設を管理できる運営方式の採用、運営体制の構築が不可欠といえます。以下にあげる主要な管理運営方式を踏まえ、本施設にとっての最適な方式を今後検討していく必要があります。

・市の直営

市が自ら運営を行うため、市民サービス水準の安定性・継続性が確保されます。

・指定管理

市の直営に比べ、民間事業者のノウハウ活用と創意工夫により、多様化・高度化する市民ニーズに適切に対応できます。

・PFI

一般の指定管理に比べ、SPC（特別目的会社）事業として施設の維持管理の範囲も広く、かつ長期的に事業を行うため、市民サービス水準の安定性・継続性が高くなります。

3. 職員に求められる能力

本施設の管理運営を担う職員には、主に以下の能力が求められます。

- ①家康公及び徳川将軍家に関する専門知見
- ②浜松市の歴史や文化に関する専門知見
- ③刀剣などの収蔵・保存管理に関する専門知見
- ④教育普及プログラムや各種イベント企画
- ⑤労務や会計、施設管理等の知見

4. 博物館法上の位置づけ

本施設は、徳川記念財団の貴重な資料を保存するとともに、展示や研究、教育普及等を行うものであり、「博物館」としての性質を備えた施設となります。現在の博物館法により規定される、以下の区分を踏まえ、本施設の運用に最適な区分を検討・選定していく必要があります。

①登録博物館

博物館法第2条に定められた施設です。地方公共団体や地方独立行政法人、法人のいずれかが主体になって設置した博物館で、学芸員の配置や年間150日以上の開館などの要件を満たしていることが必要になるほか、設備・人員や活動内容に関する一定の規制や基準を満たす必要があります。

法律上の地位が与えられ信用や知名度の向上が期待できるとともに、美術品補償制度の利用や、登録美術品制度に基づく美術品の公開により、より信頼性・継続性の高い展示物管理が可能となります。

＜例＞浜松市美術館、浜松市博物館、浜松市秋野不矩美術館、静岡県立美術館
徳川美術館（名古屋市）、徳川ミュージアム（水戸市）

②指定施設

博物館法第31条により、博物館に相当する施設として指定された施設です。学芸員に相当する職員の配置や年間100日以上の開館などの要件を満たしていることが必要になります。

登録博物館と同様、美術品補償制度の利用と登録美術品制度に基づく美術品の公開ができます。登録博物館と異なり、博物館の維持運営の範囲を超えての対価の徴収が出来るため、より収益性の高い施設運営が可能となります。

＜例＞浜松市楽器博物館、静岡市歴史博物館、静岡市美術館

③博物館類似施設

博物館法に定められた「登録博物館」や「指定施設」以外の施設を指します。全国に多数の博物館類似施設が存在し、さまざまな博物館活動を行っています。

美術品保障制度・登録美術品制度などの法律上の優遇措置等は利用できませんが、設備や人員に関する設置要件がなく、活動内容に対する制限や審査もないため、より革新的な事業設計や施設運営が可能となります。

＜例＞静岡市東海道広重美術館